

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国保データベース（KDB）システムに係る健診・医療・介護情報の目的外利用（業務内容の追加）等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

担当部課：健康部医療保険年金課

事業の概要

事業名	データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定
担当課	医療保険年金課
目的	区が保有する特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用し、区民の健康の保持・増進を図る。
対象者	1 75歳未満の国民健康保険の被保険者 2 東京都の後期高齢者医療の被保険者のうちの新宿区の被保険者 3 介護保険の被保険者 ※・詳細は、資料52-1のとおり
事業内容	平成28年度第3回本審議会における「国保データベース（KDB）システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について」案件の承認後、事務事業を行っている。 この度、データヘルス計画（承認事項）のほか、第三期特定健康診査等実施計画の策定に際しても、国保データベース（KDB）システムに係る健診・医療・介護情報を目的外利用する必要性が生じたため、改めて諮問する。 また、データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定に係る一部業務については委託（再委託）する必要があるため、報告する。 ※1・KDBシステムとは 国保連が、各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から統計情報、分析情報を作成して保険者（新宿区）に提供するものをいう。（資料52-2及び52-3のとおり） ※2・各計画の概要 (1) データヘルス計画 診療報酬明細書（レセプト）及び特定健診結果データを分析し、新宿区の国民健康保険被保険者の疾病状況、薬剤利用状況を明らかにし、被保険者の実態に合わせ、各種疾病の重症化予防、今後の医療費の伸びを抑制するための保健事業の実施内容を策定するものをいう。 根拠：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（厚生労働省） (2) 第三期特定健康診査等実施計画 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査（特定健康診査）の実施内容を策定するものをいう。 第1期及び第2期計画については区職員が作成していたが、第3期計画については、専門的なレセプト分析などを行った上で策定するため、委託することとする。 根拠：「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年4月1日施行） (3) 上記各計画の計画期間 平成30年度～平成35年度（6か年）

件名 国保データベース（KDB）システムに係る健診・医療・介護情報の目的外利用（業務内容の追加）について

保有元		利用先	
保有課	健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課、高齢者医療担当課	利用課	健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課
登録業務の名称	1 特定健診・特定保健指導／健康診査(成人健康診査)(健康づくり課) 2 国民健康保険(医療保険年金課) 3 現物給付審査支払委託業務(介護保険課) 4 後期高齢者医療制度(高齢者医療担当課)	登録業務の名称	1 国保データベースシステムを活用した健康増進計画策定のための統計分析(健康政策課) 2 国保データベースシステムを活用した健康づくりに関する統計分析、国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(健康づくり課) 3 国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(医療保険年金課) 4 国保データベースシステムを活用した介護保険事業計画策定のための統計分析(介護保険課)
登録業務の目的	1 ①生活習慣病の発症や重症化を予防する。 ②循環器系疾患及び肝疾患等を早期に発見し、生活指導及び適切な治療を行い、重症化を予防する。 2 国民健康保健事業の運営 3 現物給付の審査支払を委託する。 4 後期高齢者医療制度の運営	登録業務の目的	1 健康増進計画策定のための統計分析(健康増進施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 2 健康づくりに関する統計分析(健康づくり施策の効率的かつ効果的な推進を図る。)、国民健康保険に関する統計分析(国民健康保険施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 3 国民健康保険に関する統計分析(医療費の適正化、データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定に活用する。) 4 介護保険事業計画策定のための統計分析(要介護認定者等の有病状況等を把握・分析することで、介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営を図る。)
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 1 特定健診等データ管理システム 2 国保総合システム 3 介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システム 4 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 本システム
目的外利用を行う理由	第三期特定健康診査等実施計画についても、より実態に即した精緻な計画とするため、国保データベース（KDB）システムに係る健診・医療・介護情報を活用して策定することとする。		
目的外利用を行う情報項目	資料 5 2－4 のとおり ※・・・本件において当該が目的外利用を行う情報は、資料 5 2－5 のとおり		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	1 データヘルス計画 平成 2 9 年 4 月から (以降継続) 2 第三期特定健康診査等実施計画 平成 2 9 年 4 月から (以降継続)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定に係る 支援業務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画策定支援業務
委託先	株式会社NTTデータ（プライバシーマーク及び ISO27001（ISMS）を取得済）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	資料52-6のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	現状分析による健康課題の抽出や保険事業等においてノウハウを持つ上記委託先へ下記委託内容を行わせることにより、効果的・効率的な保険事業計画の策定につなげる。
委託の内容	1 レセプト・特定健康診査等のデータ分析 2 データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画（案）の作成
委託の開始時期及び期限	平成29年4月上旬から平成30年3月31日まで（以降継続）
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙1及び2）を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙2）」を付す。 3 委託先には、個人が特定できないように個人情報の一部を意味のない符号に置き換えたものをデータ処理させることとする。 4 区が保有するデータは、鍵付キャビネットで保管する。 5 契約履行の間、「特記事項」に基づき、適宜、立入調査を実施するとともに、報告を求める。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 別紙「特記事項」の順守とともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 3 各作業場への入室はICカード等の入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できることとする。 4 私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をする。 5 資料52-6に掲げる内容が記録・記載された媒体（以下本欄において「記録等媒体」という。）については、施錠できるキャビネットに保管する。 6 上記5番のほか、受領したデータは保管庫に入れ施錠し、データを格納する業務サーバーはラックに入れた状態で管理する。 7 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを入力するよう設定する。 8 契約履行の間、特記事項に基づき、区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 9 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出すること。

件名 データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定に係る支援業務の再委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画策定支援業務
委託先(再委託先)	【委託先】 株式会社NTTデータ 【再委託先】 株式会社データホライゾン(プライバシーマーク及びISO27001(ISMS)を取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料52-6のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
再委託理由	下記の再委託内容を行わせるには、再委託先が開発した「傷病管理システム(※)」(特許)を用いることが、最も効率的、効果的であるため ※・・・レセプト記載の傷病識別情報、医薬品識別情報及び診療行為識別情報に基づき、傷病のステージ別の患者を抽出・階層化することにより、傷病ごとの重度・軽度を判定し、将来の重症化予測を行うことが可能となるシステムをいう。
再委託の内容	1 レセプト・特定健康診査等のデータ分析 ※・・・レセプト・特定健康診査等のデータベースを用いて、医療費の全体像及び医療費負担額の大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にする等の分析を行う。
再委託の開始時期及び期限	平成29年4月上旬から平成30年3月31日まで(以降継続)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間に契約書には「特記事項(別紙2)」を付す 3 再委託先には、個人が特定できないように個人情報の一部を意味のない符号に置き換えたものをデータ処理させることとする。 4 区が保有するデータは、鍵付キャビネットで保管する。 5 契約履行の間、「特記事項」に基づき、適宜、立入調査を実施するとともに、報告を求める。
再受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 別紙「特記事項」の順守とともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 3 各作業場への入室はICカード等の入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できることとする。 4 私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をする。 5 資料52-6に掲げる内容が記録・記載された媒体(以下本欄において「記録等媒体」という。)については、施錠できるキャビネットに保管する。 6 上記5番のほか、受領したデータは保管庫に入れ施錠し、データを格納する業務サーバーはラックに入れた状態で管理する。 7 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを入力するよう設定する。 8 契約履行の間、特記事項に基づき、区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 9 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出すること。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

22 乙は、第 1 項から第 20 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注

意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

- 19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

- 20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。